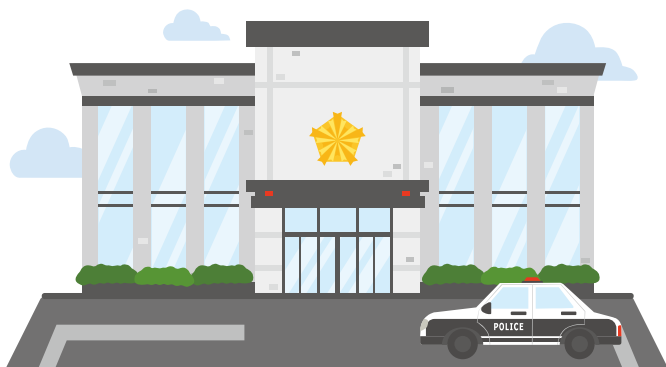


飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合^{*}には、**都道府県公安委員会(警察)**等への**事前通報**が小型無人機等飛行禁止法により義務付けられています

※飛行禁止の例外①～③のいずれかに当たる場合

事前通報は、原則として飛行開始の48時間前までに
(災害その他緊急やむを得ない場合には、飛行開始の直前までに)行う必要があります。

全ての飛行禁止エリア



都道府県公安委員会 **警察**

飛行禁止エリアを管轄する警察署を通じて都道府県公安委員会に通報する必要があります。警察署の窓口のほか、**e-Gov電子申請サービス**からオンラインで通報することができます。

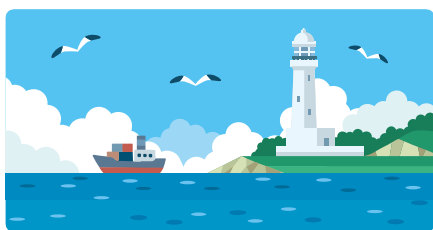
e-Gov電子
申請サービス



都道府県公安委員会(警察)への事前通報に加えて、次の飛行禁止エリアで飛行させる場合には、

関係機関への事前通報も必要になります

海域を含む 飛行禁止エリア

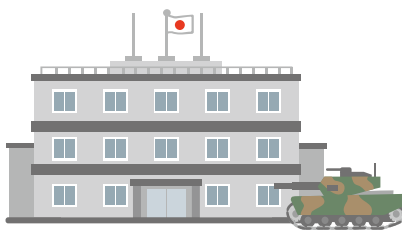


海上保安庁

当該海域を管轄する
管区海上保安本部長への
事前通報が必要です。



防衛関係施設周辺の 飛行禁止エリア



防衛省

当該防衛関係施設の
施設管理者への
事前通報が必要です。



空港周辺の 飛行禁止エリア



国土交通省

当該空港の
施設管理者への
事前通報が必要です。



対象施設管理者等からの同意取得手続

飛行禁止の例外①又は②に当たる場合のうち、重要施設の管理者又は土地の所有者・占有者の同意を得て行うものについては、警察等への事前通報の際、その同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。同意取得手続については、各施設の管理者等へお問い合わせください。